## 奈良県告示第九十六号

次のとおり介護機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十七年六月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

社会福祉     大和郡山市宮     本ーム天     町二〇七ー一     業       社会福祉     大和郡山市宮     あすなら     天理市川原城     居宅の	名 称 主たる事務 名 称 所 在 地	は居宅介護支援事業者  は居宅介護事業者若しく  又は居宅介護事業所若し  種類
790	地	
年二月一日		打 気 年 月 日